

# 現市長就任前の古民家移築事業に係る「教育委員会事務の補助執行の検証結果」について（令和6年6月公表）

## 1 検証の経緯と趣旨

文化財保護に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務だが、市長部局の職員等は、補助執行機関として、教育委員会の事務を実施することができる。本市では、文化財保護に関する事務である古民家移築事業の補助執行を市長部局である「くらし文化部生涯学習課」の職員が行ってきた。

古民家移築事業に関して、現市長が古戦場公園への移築中止を判断したことについて、令和6年第1回定例会において、越権であったことを認めた。加えてその一連の発言を撤回したことを受けて、事務の補助執行を開始した平成25年7月から、現市長就任前の令和5年9月までの期間を対象に、補助執行機関における事務執行の適正性や越権の有無を検証する。

## 2 検証項目

- (1) 文化財保護法の趣旨に反していたか。
- (2) 事業内容や進捗について教育委員会と共有していたか。
- (3) 補助執行機関として越権行為はあったか。
- (4) 文化財保護審議会との連絡調整は適切であったか。

## 3 検証結果

### (1) 文化財保護法の趣旨との整合

文化財保護法の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（文化財保護法第1条）。」である。

本事業の実施にあたり、これまでに古民家の保存場所の選定や文化財保護制度の活用について、様々な検討がなされる中で紆余曲折はあったが、文化財を保存・活用するという文化財保護法の趣旨に反することはなかった。

### (2) 事業内容の進捗の共有

本事業は、教育委員会と市長部局の双方の個別計画や最上位計画において、事業の方向性や予算上の担保を行いながら進めてきたこともあり、教育委員会と市長部局は、事業の内容や方向性、進捗については共有していたものといえる。

### 【情報共有に関する事実の経過】

- ア 平成26年3月 教育委員会を実施機関とする古民家調査の実施
- イ 平成29年3月 古戦場公園再整備基本計画策定
- ウ 平成30年3月 史跡長久手古戦場保存活用計画
- エ 平成31年3月 第6次総合計画（ながくて未来図）及び同アクションプラン、教育振興基本計画及び同アクションプランに位置づける。

### (3) 補助執行機関としての越権行為の有無

本事業は、教育委員会を「主」とし、補助執行機関を「従」とする関係性を基本として、教育委員会の意思のもと、事務執行を進めるべきであった。しかしながら、本事業に係る計画の策定、古民家の保存場所や保存・活用方法、財産の取得、文化財保護制度の活用等、本事業の重要な局面において、補助執行機関である市長部局が決定し、教育委員会に事後報告することが見受けられ、多くの点で補助執行機関が主体的に判断していたことが判明した。この点において、適正性を欠いていたといえる。

ただし、本事業の方向性や進捗は、教育委員会と市長部局で共有できていたことや、「古民家を保存・活用する」という、文化財保護法の趣旨を踏まえて、補助執行機関が事務執行していた事実、経過がある。また、市長部局から度々事後報告を受けた教育委員会もその判断に反することなく、事実上受け入れていたことは、黙示的な追認があったものと評価できることから、事業自体の根幹に関わる越権行為があったとまではいえない。

### (4) 文化財保護審議会との連絡調整

本事業の進捗については、市長部局が、文化財保護審議会に状況に応じて、適時の報告をしてきたことから、本事業の方向性や進捗は共有できており、文化財保護審議会の意見についても可能な限り、尊重してきた。

しかしながら、文化財保護審議会から意見を聞くために、市文化財保護条例第12条第2項の規定に基づく諮問、具申等を求める正式な手続を経ないまま進めてきた点は、適切とはいえなかった。今後、教育委員会は、同条例の規定に従い、文化財保護審議会に諮問し、意見の具申を受けたうえで、本事業を進めていくようにする。